第４回修善寺町外３町合併協議会

〇山本事務局長

みなさん、こんにちは。定刻となりました。第４回の修善寺外３町合併協議会を開催させていただきます。

最初に、訂正がございまして、会議資料の一番前でございますが事務連絡とあります。それから、１開会、２、３、とありまして（１）（２）とあります。その次に（３）がこなければなりませんが、（４）となっています。これを（３）に訂正していただきたいと思います。続きましてその他というのがございまして、（５）になっております。これを、（４）に訂正していただきたいと思います。申し訳ございません、よろしいでしょうか。

それでは最初の事務連絡、会議の基本的な進め方ということで、１頁をお開きいただきたいと思います。これは、最初にご説明をすべきだったかと思いますが、みなさんちょっと迷われている所がございますので、ここで確認させていてだきます。１番、原則といたしまして、意思決定について、これは協議会の会議運営規程の５条にございますが、これは会則の所でご説明いたしましたが、会議の合意をもって、合併協議会の意思決定とする。全会一致をもって進めるという事でございます。ただし、十分な議論を尽したうえで意見が分かれた場合は、出席委員の２/３以上の賛同をもって進めるということになります。

それから、小委員会との関係ですが、小委員会で検討した事項であっても、必ず協議会において報告または提案し、協議会での合意をもって最終決定とするという事になります。

それから、これはご説明していませんでしたが、（３）の再協議について。既に会議で決定した事項については、原則として再協議はしないということにいたします。

それから、２ですが各種事項の位置付け、進め方（１）報告事項について、報告事項は下記に掲げる事項とするということでございまして、その下に黒い文字がございます。報告事項とありますが①～④までございます。前回の会議で、おおむね承認を受けた案件に関する訂正事項、それから、前回の会議以降に実施した小委員会に関する事項、それから、会長等の権限によって既に決定された事項、それから、１３０万円以上の委託契約という事になります。この報告事項は、協議会に報告し、委員の確認を求めるものといたします。

それから、（２）の協議事項についてでございますが、協議事項は、下記に掲げる事項とすると。下段の①～④になります。①合併協定項目及び市町村建設計画に関する事項。②といたしまして、小委員会等で協議した事項のうち、会議で決定すべき事項。③規約等の定めにより、会議に諮る事となっている事項。④その他、合併に関する重要事項ということになります。

もとの２行目に戻りまして、協議事項は、会議で内容説明した後、委員の間で十分な意見交換をおこなったうえで、確認を求めるものとする。合意形成の図りやすい協議事項の場合は別として、さらに調査や議論を要する事項については継続協議とする。継続協議の場合においては、委員から追加資料等の要望があれば、次回の会議開催までに可能な限りにおいて事務局で作成し、全委員に送付をいたしますということになります。

裏になります。今までの事が図示をされておりますが、協議会事項の決定過程といたしまして、上に３つ丸がございまして、下に２つ丸がございますが、上の３つからご説明いたします。１番上の丸は今回の協議会、その下が次回の協議会、その下が次々回の協議会ということになります。

まず、１番上の今回の協議会におきまして、協議事項の提案や説明をいたします。そして、質疑、検討、意見交換をいたしまして、左側ですと、確認をいたします。これは、原則として今回協議会に提案して、次回に確認を求めるというような形でありましたが、ご意見もございまして、合意形成の図りやすいものについては確認を今回行ないますということになります。しかしながら、次回に確認したいよということになりますれば、これは１人でも可能でございますけれども、議長が確認を求めました時に、できれば次回にしていただきたいというようなご意見をおっしゃっていただければよろしいかと思います。

それから、右の次回確認ということでございますが、これは、次回確認と私どもが提案いたしましても、皆様方から即日確認でいいよという、これもまた全員でございますけれども、そうした場合には即確認ということになろうかと思います。これにつきましては、やはり、議長が次回確認をということを述べた時に、おっしゃっていただければ、皆さんにお諮りいたしまして、こういうふうな手続きを踏むということになります。

そして、通常ですと次回確認ということで、次の丸に移ります。そうすると、やはり同じように、左側に行きますと確認、どうしても、もうちょっとという事であれば継続協議ということになるわけでございます。そして、右の継続協議になりますれば、次々回のほうに移るということになります。

それから、下の２つの丸でございますが、これは新規、上とは別の提案が上とは別に行なわれますので、やはり同じように進むということになります。

これにつきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○遠藤剛委員

報告事項の④の１３０万円以上の委託契約というのは、どういうことでしょう。以下じゃなくて以上ですか。

○山本事務局長

ええ、１３０万円以下ですと金額が小さいですよね、そこで１３０万円以下は報告を省略させていただきます。１３０万円以上ですから１３０万円を含みますね、１３０万円以上はご報告をいたします、協議会にご報告をいたしますという事になります。

他に、いかがでしょうか。

なければ事務連絡を終わりにいたしまして、次に開会のほうに移らせてもらいます。開会の言葉を当協議会の副会長であり、地元の天城湯ケ島町の町長でもあります立岩町長にお願いします。

○立岩副会長

みなさん、こんにちは。本日は年度末を迎え、協議会の皆様には公私にわたり、たいへんお忙しい中をご出席賜りまして、ありがとうございます。早いものでございまして、当協議会も４回目を迎えたわけでございます。新市に向けての核心的な部分、又は複雑多岐にわたる提案もなされてくるわけでございますが、考えてみれば４町はそれぞれ長い歴史と伝統文化を築いて、そして特徴ある町づくりを進めてきたものを、ここで一気にさらけ出して、すり合わせをし、ご提案をするということであります。どうかひとつ、闊達なご議論をいただいて、最後に、３１年前ですか、日中国交正常化で、周恩来首相が言いました名言がございます、小異を捨てて大同につくという名言があるわけでございますけども、是非、こうしたことを基本にご協力いただければと思っております。なお、今日はせっかくの協議会でございますが、今も後ろの方で、ずいぶん傍

聴者が多いなというお話がございましたが、傍聴者が多いでなくて会議場が小さいんだよという話がございます。次回にはもっともっと、新天城ドームもございますので、大きいところでさせていただくということでお許し願いたいと思います。それでは、ただいまから、第４回修善寺町外３町合併協議会を開催させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

〇山本事務局長

どうもありがとうございました。続きまして、会長挨拶。大城会長お願いいたします。

〇大城会長

本日は、第４回修善寺町外３町の合併協議会に大勢の協議会委員のかた、また傍聴のかたにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。もう、暦も３月にはいりました。３月に入りますと空の色、山の色が若干春らしくなってまいります。今日は、ちょっと涼しい寒の戻りのような気がいたします。協議会も第４回ということで、いよいよ佳境に入ってきたなという感じがしますと共に、残りの日数が気になってまいります。是非、活発なご意見と、今、立岩町長が申されましたように、円滑なる進捗をお願いしましてご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

〇山本事務局長

ありがとうございました。続きまして、議題にはいります。議題は会長が議長となることが会則で決められております。大城会長、お願いします。

〇大城議長

それでは、協議会規約第１０条第２項により、会長が議長となる。となっていますので、暫時議長を、あい務めさせていただきます。議事が円滑に進行しますよう、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが会議に入ります。お手元の次第に従って議事を進めさせていただきます。３番の議題でございます。（１）報告事項、報告第８号「第２回新市名称及び事務所の位置選定小委員会会議結果について」を議題といたします。小委員会委員長の報告を伺います。石和委員長、報告をお願いいたします。

〇石和信一委員長

ご報告いたします。新市の名称及び事務所の位置選定小委員会の結果についてご報告いたします。今朝１０時から小委員会を開きまして、以下の通りご報告を申し上げます。「新市の名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について」修善寺町外３町合併協議会小委員会規程第７条の規定に基づき、別紙の通りご報告いたします。報告を事務局からお願いします。

〇大城議長

それでは事務局、報告をお願いします。

〇杉山事務局員

事務局の方からご報告いたします。

お手元の資料、３頁の方をご覧下さい。第２回新市名称及び事務所の位置選定小委員会報告書ということで記載をしてございます。出席委員は１３名中１２名ということでございます。

議題の１でございますけれども、公募状況の報告をいたしました。応募総数が２,７５９件、内有効が２,７１６件、この内訳は、一般の応募が２,３５２件、小委員会で提案されました、４町の中高生からの回答が３６４件でございます。名称の種別については、６２５種類ということで

ございました。これを小委員会に報告をいたしました。
　引き続きまして、議題の２といたしまして、新市の名称選定についてということでお諮りをいただき、議題の１で集約しました資料を基にしまして、各委員よりそれぞれ５点以内の候補の抽出をお願いいたしました。９種類の候補が出まして、その中から協議によりまして新市に相応しい名称ということで４点を選定し、これをもって協議会への報告とすることで委員全員の賛同を得ております。尚、選定しました新市名称は４頁になっております。
　次に議題の３でございますけれども、名付け親賞の選定についてということでございますけれども、名付け親賞については、新市名称の決定された後、小委員会を開催し、次の協議会に報告をするということでございます。日程的には３月１９日次回に新市名称の決定を予定してございますので、その後４月２日の協議会に名付け親賞の報告ができるのではなかろうかと、そのように考えております。
　事務局からは以上です。
〇大城議長
　はい、ありがとうございました。本件は報告事項でございます。次の協議第１０号「新市の名称について」に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。報告はご確認いただけたものとして構いませんか。
〇委員
　異議なし。
〇大城議長
　それでは、小委員会の報告は確認いただいたものといたします。
　協議第１０号に移らせていただきます。協議第１０号「新市の名称について」を議題といたします。
〇山本事務局長
　はい。協議第１０号をご説明申し上げます。「新市の名称について」別紙の通り提案します。年月日、会名は省略をさせていただきます。新市の名称について、新市の名称の候補は別紙のとおりです。
　裏面の７頁ですが４つ候補がございます。左が名称、右がふり仮名ということになります。選定の理由につきましては、非常に明解に書かれてございますので、読み上げるのを省略させていただきます。これは先ほど、石和委員長又、事務局から報告をいたしましたものでございます。この第１０号につきましては今回提案をいたしまして、次回確認を求めさせていただくという事になっておりますので終わります。
〇大城議長
　協議第１０号「新市の名称について」の説明がありました。本件については、事務局からの発表がありましたように、次回、３月１９日に確認をいたしたいと存じますが、ここでご質問、ご意見を受けます。挙手を持ってご発言をお願いします。ご質問、ご意見ございますか。特にございませんか。
〇委員
　異議なし。

○大城議長

「異議なし」という声がございましたので、協議第１０号「新市の名称について」は、次回３月１９日に確認といたします。

引き続きまして、協議第１７号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。本件については、前回説明がされておりますが今回追加もございますので、再度本件について、事務局の説明をお願いいたします。

○山本事務局長

はい。ご説明申し上げます。これは別紙で、追加で挙げてございます。協議第１７号というものですが、前回、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、１３ヶ月の在任特例の提案をさせていただきました。しかし定数につきましては、提案をいたしませんでした。これは５７人１３ヶ月の在任特例をまず決め、特例でない本来の議員の定数は新市の議会で決めていただければ、というふうに考えておりました。しかしながら、本年１月１日施行の自治法の改正が公布されておりまして、これによりますと、本来の定数を条例化すること、本年１月１日以後合併する場合は、協議会で協議し、その協議について各町の議会で議決し、告示しなければならないとされています。なお、この場合の告示した定数は条例による定数とみなされております。従いまして、地方自治法第９１条第１項による定数は２６人以内と定められておりますので、新市の議会の議員の定数は２６人以内で合併協議会で協議した人数とする、という事の提案をさせていただくということです。

３７頁になっております。一番最後に３７頁とございますけれども、そこになります。自治法の改正を読み違えまして、大変申し訳ございませんでした。お詫び申し上げます。

それでは、追加議案を読み上げます。協議第１７号追加「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」下記の通り提案いたします。地方自治法第９１条第１項の規定による新市の議会の議員の定数は２６人以内で合併協議会で協議をした人数とする。

続きまして、添付資料についてご説明申し上げます。３８頁になります。左側の方には全国の例が、それから右側のマスの方には静岡県の例がございます。左側の方で、上から１０行目位でしょうか、同じ様な人口規模だけで見ますと、３８,０００人の大野市がございます。相馬市というのがございますが、これは法定の定数が２６で条例化はまだの様ですが、２２という数字、五泉市がございます。福井県の大野市というのがございます。そこに現職数が１２とございますが、これは２２の間違いでございます。申し訳ありません。ご訂正をお願いいたします。

右側の方に移りまして、これは静岡県の例がございます。上の方が市になっておりまして、人口が多いのですが熱海市は４２,０００人で２６の所が条例では２４と、下にいきまして下田市が２６の所が２０と、それから湖西が４３,０００人と少し多いのですが、２６の所が２２人となっております。

それから、３９頁の右側の１番下に町村平均とございます。ここの所を１５に訂正をしていただきたいと思います。申し訳ありません。１５になります。もとの数値が２７になっておりますが、これを１５という事でお願いをいたします。

これらを見てみますと、大体２６の法定定数ですと、１８から２４の間にあるという事がお分りになろうかと存じます。

それから４１頁になります。真ん中のマスですが、他の合併協議会での協議内容ということで、

１番下に浜岡町・御前崎町の例がございます。人口が３６,０００人余で、法定の定数が２６の所を新条例で１８と、これは設置選挙を選んでおります。それから、その下の４町の議場の席数を参考のために付けさせていただきました。追加議案につきましては、以上のとおりです。

続きまして、前回提案をさせていただきました、協議第１７号につきましてご説明をいたします。議長から再度説明をするようにというような指示がございましたので、もう一度説明をさせていただきます。これは、前回の資料の１７頁になります。この案につきましては、前回提案をしてございますので、今日確認をお願いする事としておりました。先に申し上げました、追加提案いたしましたことも考慮に入れていただきまして、協議をお願いするものでございます。前回の１７頁について再度申し上げます。議会の議員の定数及び任期の取扱いについてということで、調整の方針が議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第７条第１項第１号の規定を適用し、合併後１年１ヶ月間引続き新市の議員として在任するという提案でございます。これは原則といたしましては、新設合併の場合には議員は全て失職をいたします。身分を失います。しかしながら、３つの選択肢がございます。

まず１番といたしまして、５０日以内に定数２６人以内で選挙、２番といたしまして定数特例というものがございます。これは定数の上限２６の２倍まで定数を増やして、つまり５２人以内で選挙をするということになります。期間は４年間です。それから３番目といたしまして、在任特例といたしまして、合併前の議員全員、つまりこの場合は５７人となりますが、最長２年間まで選挙なしで在任できるという特例でございます。

このことにつきまして、次頁でもう１回ご説明をいたします。１８頁になります。調整の方法の次に、議員の定数等がございます。その下に大きな四角がございますが、左側に区分とあります。

それから次の欄に合併特例法を適用しない場合、合併特例法第６条による方法、これは定数に関する特例です。それから１番右の欄に合併特例法第７条による方法、在任に関する特例ということになります。１番左の、特例法を適用しない場合とは、合併関係市町村の廃止と同時に議員が失職をするというのが原則になっております。任期は一般の選挙の日から４年という事になります。定数は２６人以内ということになります。選挙は設置の日から５０日以内ということになります。

それから真ん中にいきまして、定数に関する特例ということで、任期は一般の選挙の日から４年ということになります。定数につきましては、２６人の２倍以内ということになります。つまり、５２人以内で選挙をするということになります。これはやはり、設置の日から５０日以内に選挙をするということになります。定数は５２人以内となります。

それから、合併特例法第７条による方法、右側ですが、在任特例ですが、これは合併後、２年を越えない範囲に限り、引続き新市の議員として在任できることになります。これは２年を超えないという範囲ですので、協議で定めることになります。定数ですが、現在４町の議員さんが５７人いらっしゃいますので、５７人となります。選挙の期日は、選挙は行わないということですので、これはございません。

それから１９頁に移りまして、先ほどから２６人と申し上げてございますが、ここに地方自治法の人口５万人未満の市及び人口２万人以上の町村、２６人とございます。この範囲で決めるということになります。

その下に公職選挙法が書いてございまして、５０日以内と、こういうことになります。

２１頁以降、修善寺町・土肥町・天城湯ヶ島町・中伊豆町の順序になっております。修善寺町から申し上げますと、１番上の所が合併がない場合でございます。それからその次が、定数特例を使った場合ですが、平成１６年の３月に失職をしまして、設置選挙になります。設置選挙は２６の２倍ですので５２名以内で選挙をするということになります。これは修善寺だけで５２というわけではなくて、４町合わせて５２と、こういうことになります。

それからその下の在任特例ですが、これは１６年３月で失職をいたすわけですが、特例で２年を超えない範囲でという、その例ですので、ここでは１３ヶ月ということで、平成１７年４月まで在任できるということになります。これは選挙がないということになります。それ以降につきましては、任期４年で定数が２６人以内で選挙ということになります。

それから特例を使わない場合ですけれども、これはやはり１６年３月で失職をいたしますので、そこから２６人以内で選挙をするということになります。これは４年間ということになります。

同じように土肥町の場合も、同じような考えでございますが、土肥町さんの場合には、この４月２９日に選挙があるということで、その分が黄色で表わされております。次の頁は湯ヶ島町さん、中伊豆町さんと、なっております。

１８頁の議員の定数という欄があります。調整の方針の下ですが、湯ヶ島町さんだけ在任特例を使いますと、任期が延びるということになります。

そこで、前回１３ヶ月、１年１ヶ月という在任特例を提案させていただいたわけですけれども、いろんなご意見がございまして、設置選挙につきましては、「設置選挙が良いよ。」というようなご意見もあるとのことでございまして、これは旧町を引きずらないようにするということで「設置選挙が良いよ。」というご意見もあったということです。

それから「設置選挙はちょっと。」というご意見は、合併時に混乱を生じる可能性があり、定数が２６人以下では旧町の住民の意見を吸い上げにくくなると、いうようなご意見もあるとのことです。

それから「定数特例はちょっと。」というご意見は、合併後、残された課題は１年以内で処理しなければならないと、定数特例を採用すると課題処理後、多くの議員で議会活動を行う事になり、合併の趣旨や住民感情からして適当ではないということになります。これが定数特例を否とする意見です。

それから在任特例を可とするご意見ですが、「事情に詳しい議員が大勢いた方がいいのではないか」ということです。それから、「在任特例の最大２年を活用することによって、住民サービス、住民福祉も向上する」と考えるということです。

それから、期間でございますけれども、「市長と議員の同時選挙は避ける」ということです。

それから、「合併について、詳細審議を進めるには１年程度の議論が必要と考えると、１年間の任期の延長は過剰投資ではなく最低の投資と考える」というご意見でございます。

それから選挙を年度末の３月といたしますと、「平成１７年度の予算審議と重なるので４月選挙としたい」というようなご意見がありました。

以上のことから勘案いたしまして、在任特例の任期を１年１ヶ月といたしたわけでございます。ここで、前回申し上げなかったことがございます。

前回の資料２１頁をご覧いただきたいと思いますが、修善寺町の場合で申し上げます。定数特

例が上から２番目にあるわけですが、定数特例を採用いたしまして、次は一般の選挙になるわけですが、ここで申しますと平成２０年の３月ということになります。

それからその下の、在任特例の一般選挙というのがございます。これで見ますと、平成１７年４月ということになります。

それから、特例を使わない設置選挙ということですが、平成１６年の３月ですけれども、これ以後の期間は選挙区を設けることができます。例として、本来の２６人以内の定数をまず決めて、それを仮に旧町ごとに選挙区を設けることができます。選挙区を設けるのは１回限りで、後一般選挙とすることもできますし、選挙区ごとの選挙をそのまま必要なだけ続けるということもできます。しかし、欠点もございます。１票の格差が選挙区ごとに生じて訴訟になる可能性がございます。また選挙や開票作業も選挙区ごとに行うことになります。それから、１選挙区だけ議員さんが欠けたということになりますと、場合によってはそこだけ補欠選挙をしなければならないといった例も出てきます。逆に地区を引きずるという可能性も出てきます。町民の中には「私達４町は何処に行っても、狭い谷底に住んでいるようなものです。そこから見上げる空は、狭い空しか見えません。せっかく４町が合併となるわけですから、見晴らしのいい高い山に登りまして大きな空を見ると。つまり、高い所に立って全体を見回すと。国見をするという発想が必要だ。」という意見も出てございます。いろいろ考えはあるわけでございますけども、前回その説明を落としました。

以上で失礼いたします。

○大城議長

ただ今、協議第１７号追加議案も含めまして、議会の議員の定数及び任期の取扱いについての説明がありました。本件について、ご質問、ご意見を受けます。

○小森健治委員

湯ヶ島の小森です。

○大城議長

小森委員。

○小森健治委員

今、伺っていますと、この１７号議案で新しく議員の定数を入れたから、今日また改めて、新しく提案をし直したと理解してよろしいですか。延々と前回の話を伺いまして、最後に忘れましたという言葉が入ったですけれども、まったく同じ話を聞いたということは、今日また新しく提案したという事でよろしいですね。

○大城議長

事務局。

○山本事務局長

ご説明申し上げます。定数についてのみ、新たに追加をさせていただいたということです。在任の特例については今回確認を求めるということでございます。

○小森健治委員

それでは、私も馬鹿ではないけど、まったく同じ話を１５分するのですか。前回やりましたでしょ。その説明は。

〇山本事務局長
　私も再び説明を申し上げるのは、とは思いましたが、皆さんが分りにくかったのではないかということで、議長の指示で再度ご説明を申し上げたわけでございます。
〇石和信一委員
　この１７号の本案につきまして、私ども議会側から出ております２号並びに３号の委員については、議員の身分に関連することでございますので、席を外させていただくことが好ましいのではないかというように考えておりますので、裁定をいただいて外させていただきたいと思いますので、一つよろしくご審議お願いいたします。
〇大城議長
　ただ今、石和委員の方から、２号３号委員は、自分の任期の事に関わることなので、この審議には加わらない、１号と４号で審議をしていただけたらどうかというご意見でございます。はい、塩谷委員。
〇塩谷恭利委員
　中伊豆の塩谷でございますが、と申しますのは、現職の今の議員さん達は、その後残った者の意見には従うということで、了解してよろしゅうございますか。
〇大城議長
　今、塩谷委員、それから石和委員からもありましたが、１号と４号で審議した結果が出たら、２号３号委員はそれに従うと言うご意見でございます。それについて、そのようにした方が良いかどうか、その件についてもう少しご意見を伺いたいと思います。１号４号で協議する。２号３号はその結果に従う。どうでしょうか。
〇鈴木勇委員
　そうすると、基本的な協議会の進め方、決定の仕方につきまして、異論はないでしょうか。
〇大城議長
　これを皆さん方にお諮りしたいと思うのですが、それについてご異論はございませんでしょうか。特に２号３号委員の方、ご異議ございませんか。
〇委員
　異議なし。
〇鈴木勇委員
　この委員会の決め方で３分の２とか、全員とかあるようですが、それについて本日出席しているわけですが、この議題は欠席という事で、３分の１とかとういうようなことで解釈してよろしいですか。
〇大城議長
　今の鈴木委員のご意見について、関連ですか。お願いします。
〇野畑宗雄委員
　土肥の野畑です。会議の基本的な進め方ということで、全員一致を原則とするということになっています。全員一致でなかった時は３分の２ということでありますから、２号３号の委員さんが退席しても、いざ採決の時は入ってもらわないと、おかしいのではないかなというように考えます。

○大城議長
　野畑委員からご意見がございまして、１号４号で審議していただいて、その結果を協議会に報告をして、全員のご確認を得るという方法が良いのではないかというご意見でございます。
○小森健治委員
　度々すみません。任せると言って欠席した以上は、それはおかしいと思います。審議に出ていないのですから、それはおかしいと思います。
○大城議長
　ご意見で出しておりますので、それもおかしいというご意見と承っております。いかが取り合いましょう。他にご意見ありませんか。
　ただ今、大きく２つご意見があるように思います。１号４号で決めていただいて、２号３号は退席、除席という格好で審議をする。もう１つは、１号４号で打合せをして、その結果を協議会に報告をして全員の確認を取る。この２つの意見が出ています。いかがいたしましょうか。２つご意見があるようですので、これは議長権限で決めてよろしゅうございますか。
○委員
　異議なし。
○大城議長
　ありがとうございます。それでは１号４号で協議をしていただく。そして、その結果を全員の協議会にお諮りし、ご確認をいただくという方法にいたします。それでは、暫時休憩といたします。１号４号委員は別室にお集まり下さい。

（１号・４号委員による協議）

協議会再開

○大城議長
　協議再開前に１号・４号委員にお知らせします。先ほど１６年の１０月３０日までといたしましたが、事務局との調整の結果、１０月３１日までということで、ご了解いただきたいと思います。よろしゅうございますか。ありがとうございます。
　それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。協議第１７号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」は別室にて１号・４号委員で協議をいたしました。その結果について、事務局より報告をお願いします。
○山本事務局長
　先ほど検討いたしました結果につきまして、ご報告申しあげます。１７頁の１７号でございますが、この提案を修正いたしまして、お諮りをするということになりました。
修正の文章を朗読します。上の部分ですが、２月の１９日提出といたしまして、「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」、文章の調整の内容がですね、「議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第７条第１項第１号の規定を適用し、平成１６年１０月３１日まで引き続き新市の議員として在任をする。」と、このように修正をさせていただきたいと思います。

ただいま、確認書を用意しておりますのでお待ちください。出来次第配布するということでお願いしたいと思います。
○大城議長
はい、ただいま事務局から説明がありました。協議第１７号の一部修正の説明でございます。これについて意見ございますか。
○委員
異議なし。
○大城議長
「異議なし」との声がありましたけれども、異議はございませんか。ありがとうございます。それでは、協議第１７号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」は、ただいま修正されましたが承認可決いただきました。
続きまして、協議第１８号「姉妹都市、国際交流事業について」を議題といたします。これは、前回提案された議案でございます。
○山本事務局長
協議第１８号「各種事務事業の取扱い（姉妹都市、国際交流事業）について」下記のとおり提案いたします。提案して確認を今回求めます。平成１５年２月１９日提出ということで、内容につきましては、前回ご説明したとおりでございます。当分の間というようなご質問がございました。以後についてはなるべく期間を明示するよう各委員会に指示は出しておりますけれども、場合によっては当分の間という場合も出るということをお含みおきいただきたいと思います。以上です。
○大城議長
ただいま、協議第１８号「姉妹都市、国際交流事業について」の説明がありました。前回もご質問、ご意見を受けましたが、もう一度本件につきましてご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございますか。
○委員
異議なし。
○大城議長
「異議なし」との声がありましたが、ご異議ございませんか。それでは協議第１８号「姉妹都市、国際交流事業について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
続きまして、（３）の新規提案事項に入ります。協議第１９号「特別職の身分の取扱いについて」を議題といたします。説明を、事務局お願いいたします。
○山本事務局長
ご説明申しあげます。協議第１９号「特別職の身分の取扱いについて」下記のとおり提案いたします。可能であれば、本日確認をお願いいたします。月日と会名は省略いたします。「特別職の身分の取扱いについて」調整の方針「特別職及び行政委員会等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、新市において新たに選任するものとする。新市の職務執行者については、４町の長が別に協議して定めるものとする。」ということでございます。
町長、助役、収入役、教育長、それから各種委員会、審議会委員等の特別職は、新設合併の場

合は合併の前日に身分を失います。新市で新たに選挙・選任されることになります。そういたしますと市長は合併当日から市長が選出される日まで新市で不在となります。この間、行政運営に支障をきたさないよう、新市の職務執行者を決めることになります。職務執行者は法令の規定により、旧町の町長から選出となっています。職務執行者になりますと、現職のまま市長選挙に立候補はできず、その場合は職務を代理する吏員を指定して辞職をすることになります。それから立候補するということになります。また、職務執行者の交替はできないものと解されております。

調整の方針中、「特例の定めがある場合」とは、ここでは３つございます。１つは、選挙管理委員、２つめは教育委員、３つめは固定資産評価審査委員を指しております。

選挙管理委員会から申し上げます。新市の議会で正規の職員が選出されるまで旧町の選挙管理委員であった者が互選により暫定的に選挙管理委員会の職務を行います。これは施行令で決まっております。

教育委員につきましては合併により身分を失うことになった委員のなかから、職務執行者が臨時的に選任をいたします。任期は新議会の会期末となります。招集者は職務執行者になります。

固定資産評価審査委員につきましては、新市長が選挙されるまでの間、合併前に委員であった方の中から、職務執行者が選任することになります。新市長は新議会で同意を得て委員を選任するまでの間、職務執行者が選任した方をもって同会の委員に充てることができます。

１０頁に移りまして、資料の説明をさせていただきます。一番上に調整の方針がございまして、その下に特別職の状況ということで役職名がございます。教育長は本来一般職ではございますけれども特別職である教育委員の中から選ぶということになっておりますのでこの中に入っているかと存じます。委員会名につきましてはこのように各町村別になっております。

１１頁につきまして、特別職とは何かということで、一般職以外のものを特別職ということになります。特別職はこういう方ですよということが３に載っております。

それから、１２頁ですが、市町村長のところに移りまして、ちょうど真ん中から下のところですが、「長の職務を暫定的に行う者」というような法文が掲載されております。１３頁については、収入役、教育長ですね。それから、１４頁につきましては教育委員の選任、それから１５頁につきましては選挙管理委員会の選任、というような資料になっております。公平委員会であるとか監査委員である方につきましては、特に法令の定めはございません。

１７頁の下ですが、先進事例といたしまして各市町村の調整の方針が参考例として載ってございます。次の１８頁ですが、少し早いでしょうか。篠山市、右側にさぬき市の具体的な委員の調整の決定が掲載をされております。

以上でございます。

○大城議長

ただいま、協議第１９号「特別職の身分の取扱いについて」の説明が事務局よりありました。本件についてご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございますか。

○委員

異議なし

○大城議長

「異議なし」と声がありましたが。それでは、協議第１９号「特別職の身分の取扱いについて」

は原案のとおりご承認・ご確認いただけたものとさせていただきます。
　続きまして、協議第２０号「一般職の職員の身分の取扱いについて」を議題といたします。説明を事務局お願いします。
○山本事務局長
　はい。協議第２０号「一般職の職員の身分の取扱いについて」下記のとおり提案いたします。これもですね、可能であれば本日確認をお願いいたします。「一般職の職員の身分の取扱いについて」調整の方針「（１）修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町、中伊豆町の一般職の職員は新市の職員として引き継ぐものとする。（２）職員数については、類似団体の定員を目標に、定員管理の適正化に務めるものとする。（３）職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。（４）給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。」
　新設合併でございますと、旧町の法人格が消滅をいたします。一般職の職員も特別職と同様、失職することになります。しかし合併特例法第９条第１項により、合併市町村の職員としてその身分を保有するよう措置しなければならない、としています。このため、合併協議会では、新市が、消滅をする旧町の職員を引き継ぐ旨の取り決めを行いまして、合併した日に新市の職務執行者はそれぞれの職員に対し辞令を交付することになります。その際には職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないことが、合併特例法第９条第２項で定めております。これを踏まえましての調整方針となっております。なお、一般職とは、先ほど申しあげましたように、特別職以外の職員を指します。特別職とは、町長、助役、収入役、議会の議員さん、各種委員会の委員等を指しますので、これらの方々以外となります。
　それでは、資料の説明に入らせていただきます。２０頁ですが、調整方針の下にですね、現在の４町の町村・部局ごとの職員定数及び実職員数が掲載をされております。現在すべてを足しますと、条例定数が５５１人、実職員数が５０９名となります。４月１日現在でございます。その下に職制とございます。これは同じく町村ごとの職制ですね、職制ごとの人数が記載されております。上の定数と下の職制の人数が合わないのは、下のほうは行政職の２が入っていないということになります。
　２１頁になります。ここで、３の給与とあります。これも職員別に載っております。一番上に給料表の種類とございます。そこに８級制（国と同じ）とあります。それから、単純労務職給料表、４級制（国と同じ）とありますが、これは給料表が同じという意味でございまして、実際には国は１１級制を採用しております。単純労務職につきましては、国は６級制を採用しておりまして、この４町の場合には、下から８級までを採用していると、そうした意味でございます。
　それから、そこの２番といたしまして、ラスパイレス指数というのがございます。これは、国の職員と概略比較した数値、目安と考えておいていただければよろしいかと思いますが、国の職員を１００とした場合に、これよりも低いということになっております。
　それから、その３ですが、職員１人当たりの給与ということになっておりますが、これは各町違いますけれども、平均年齢が町ごとに違いますので、単純な比較はできません。で、そこの下の参考法令という小さな字がございますが、そこの１番上にですね、先ほど申しあげましたように、職員の場合には引き続き新市の職員として身分を保有するように措置をしなさいと、また職員の任免、給与、その他の取り扱いに関しては、職員のすべてに公正に処理をしなさいというこ

とが書かれてございます。
　２２頁に入りますけれども、４つの自治体の先進事例と申しますか、そこの一般職の職員の身分の取扱いの調整方針を、参考のために掲載させていただきました。以上でございます。
○大城議長
　協議第２０号「一般職の職員の身分の取扱いについて」の説明がありました。本件につきまして、ご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございませんか。
○委員
　異議なし。
○大城議長
　はい、青木委員。
○青木喜代司委員
　あの、（２）のですね、職員数について、これ、類似団体の定員を目標に、と書いてありますが、それ以上を目標にしていただきたいと思います。ですから、ほかの３８，０００位の市の職員数をこちらへ持ってくるということだと思いますが、それ以上を目標にしていただきたい。
○大城議長
　ご意見として承ってよろしゅうございますか。ありがとうございます。先ほど、「異議なし」という声がありました。ほかにご異議ございませんか。
　それでは、協議第２０号「一般職の職員の身分の取扱いについて」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
　次に、協議第２１号「条例、規則等の取扱いについて」を議題といたします。説明を事務局、お願いします。
○山本事務局長
　はい、２３頁になります。協議第２１号「条例、規則等の取扱いについて」下記のとおり提案します。これも恐縮ですが、可能であれば、本日確認をお願いいたします。「条例、規則等の取扱いについて」「条例、規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業の支障がないよう整備するものとする。」
　２４頁をお願いいたします。左側に留意事項とございます。そこの原則と書いてございますが、新設合併の場合、合併市町村は消滅するため、各町の条例・規則等はすべて失効いたします。このため、新市の職務執行者は、必要な条例・規則等は原則として、新市において新たに制定し施行する必要があります。このため、現在、条例や規則・要綱を見直しております。見直しは、次の３つに分けて行っております。そこにマルがございます。①、②、③と、この３つでございます。
　①の方ですが、「合併期日からすぐに施行しなければならないもの」それから②といたしまして「合併後、逐次制定し施行させるもの」③「合併時に廃止するもの」に分けてございます。
　まず①の方ですが、条例につきましては、新市の市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行いたします。それから、規則につきましては、専決処分の必要はなくて、職務執行者の職権により制定し施行をいたします。
　それから②番のほうですが、合併後、逐次制定し施行させるものといたしましては、議案の提出権がない市町村にない条例、制定権のない規則、これらは発足をしてから制定ということにな

ります。例えばこれは委員会の規則等ということになります。それから「新市の発足当初において必要がない」といったらおかしいですが、「そんなに急がない」というようなものでございます。なお、例外といたしまして、旧条例や規則を、職務執行者が告示をすることによって新市の条例・規則として引き続き施行することができる道が残されております。これはこの条文で書いてございます。なおこの場合、職務執行者の任期に関わりなく、新たにそれに替わる条例・規則が施行されるまでの間は引き続きこれらは有効とされております。なお、この条例・規則の取扱いにつきましては、現在中伊豆町を中心に検討中です。４月からは、例規の立案、それから策定、仮例規の策定につきましては、業務委託を含めて検討しております。業務の流れはですね、第１回資料５７頁の下段のところにございますけれども、時間がございましたならば、またそこをご覧になっていただければ、例規整備の流れが図化されておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。以上でございます。

○大城議長

協議第２１号「条例、規則等の取扱いについて」の説明が事務局よりありました。本件についてご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございますか。

ございませんか。それでは、協議第２１号「条例、規則等の取扱いについて」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。

続きまして、協議第２２号「慣行の取扱いについて」を議題といたします。説明を、事務局お願いいたします。

○山本事務局長

はい、２５頁になります。協議第２２号「慣行の取扱いについて」下記のとおり提案します。これも可能でありましたならば、本日確認をお願いいたします。「慣行の取扱いについて　（１）市章は、新市において新たに定めるものとする。（２）市の木、花、鳥は、新市において新たに定めるものとする。（３）市民憲章、宣言については、新市において新たに定めるものとする。」と、こういうことになります。

４町の現況につきましては、次の頁のとおりになります。１枚おめくりいただきまして、最初に町民憲章が記載されております。町民憲章は修善寺町だけございません。それから、２７頁ですが、町民の花につきましては、全町ございます。町村の木といたしましては、４町ともございます。土肥町のみが食べられる木になっております。それから２８頁ですが、町村の鳥ですが、土肥町さんだけがございません。それから宣言ですが、修善寺と土肥町がございません。先進事例を見ますと、その下に４市を参考に記載させていただきました。

この協議２２号の提案は３項目とも新市において定めるものとする、となっております。新市において定めるものとする、といたしました理由は、かつて公募で決められた経緯があり、新市のイメージ等が広く定着をしてから公募をした方が良いのではないか、それから市民憲章や宣言については、各方面からの視点や事情を汲んでから決めた方が良いのではないかと考えたことによります。以上で説明を終わらせていただきます。

○大城議長

はい、ただいま、協議第２２号「慣行の取扱いについて」の説明がありました。本件についてご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございますか。

○委員

異議なし
○大城議長
「異議なし」という声がございましたので、協議第２２号「慣行の取扱いについて」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
次に、協議第２３号「平成 15 年度修善寺町外３町合併協議会予算について」を議題といたします。お手元の第２４号と書いてあると思いますが、２３号に、たいへん恐縮ですが、修正していただきたいと思います。協議第２３号「平成 15 年度修善寺町外３町合併協議会予算について」の説明を事務局お願いいたします。
○山本事務局長
議長が申し上げましたとおり、２４号を２３号に訂正していただきたいと思います。２９頁になります。協議第２３号「平成１５年度修善寺町外３町合併協議会予算について」下記のとおり提案します。これも可能でございますれば、本日確認をお願いいたします。１頁めくっていただきたいと思います。３０頁になります。
「平成１５年度修善寺町外３町合併協議会予算」読み上げるのは省略いたしまして、おおまかな所だけ申しあげたいと思います。歳入でございますけれども、総額といたしまして、４０，００２千円となります。歳出も同額になります。３１頁ですが、その歳入につきましては、各町１，０００万円づつ、４町で４，０００万円ということになります。これは各町均等負担ということで協議会規約１５条に掲載されております。あとは諸収入の２，０００円ということになります。
それから３２頁ですけれども、ここからが支出になります。事務局費ということで、共済、それから賃金については臨時職員の３人分の賃金、共済ということになります。それから３３頁ですが、会議費が約４，３６７千円、それから２目といたしまして、調査研究費、これらが１２，９０３千円となります。８番の報償費２２万円ですが、これは会議への招へい者への報償ということになります。９番の旅費ですが、これは視察旅費も含んでおります。それから１１の需用費、印刷製本ですが、資料の印刷代等がたいへんかかっております。それから１３の委託料ですが、７，０７５千円、事務事業の一元化支援ということです。それから先ほど申しあげましたが、例規立案・策定業務委託、それから、仮例規集作成業務委託と、こういうことになっております。それからですね、３目の広報広聴費になりますが、これは「合併協議会だより」毎月１日１３，６００部、これの経費になります。
３５頁ですが、ここで債務負担行為の調書を掲載をしております。これは１６年度にかかるものだけを掲載してございます。以上でございます。
○大城議長
協議第２３号「平成 15 年度修善寺町外３町合併協議会予算について」の説明が事務局よりありました。本件につきまして、ご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございませんか。
○委員
異議なし
○大城議長
「異議なし」とございましたが、ありませんか。それでは、協議第２３号「平成１５年度修善寺町外３町合併協議会予算について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。

以上をもちまして、本日予定されました議事はすべて終了いたしました。本日はたいへん長い時間にわたって慎重なご審議、議事にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

最後になりますが、先ほど協議第１７号の修正議案がお手元に提出されていると思いますが、これを再確認させていただきます。

○山本事務局長

それでは、協議第１７号を確認のために朗読をさせていただきます。よろしいでしょうか。後からお配りした件でございます。協議第１７号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」議会の議員の定数及び任期の取扱いについて下記のとおり提案します。平成１５年２月１９日提出、修善寺町外３町合併協議会。「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第７条第１項第１号の規定を適用し、平成１６年１０月３１日まで、引き続き新市の議員として在任する。以上でございます。

○大城議長

よろしゅうございますか。

○委員

異議なし

大城議長

ありがとうございます。

○遠藤剛委員

すみません。よろしいでしょうか。第１７号は議員の定数及び任期になっていますが、定数は追加で出ていますから、第１７号の枝番か何かで、次回ということですか。

○大城議長

定数につきましては次回でございます。

○山本事務局長

はい、以前枝番をつけていたんですが、ちょっとどうも枝番ではわかりにくいという方がいらっしゃいまして、それでまた同じ番号をつけさせていただいているのですが、ですから同じ番号で、定数のみ協議をいただくことになります。

あとで合体させればよろしいかなと。定数のみにつきましては次回協議ということで、次回決まりますかどうかはちょっとわかりませんけれども。

○遠藤剛委員

本当はね、任期についての提案と、定数についてと２つに分けないと、これがひとつだとまずいよ。

○山本事務局長

そうですね。定数を落としてしまいましたので、次回ということで。

○大城議長

今回それでご承認いただきまして、次回から事務局でもう少し分かりやすいやり方をしていただきたいと思います。

それでは、議長を解任させていただきます。事務局へお返しします。

○山本事務局長

続きまして、（４）その他でございます。今後の日程確認ということで、３６頁になります。今

後の日程確認ということで、（ｱ）です。次回の第５回協議会、これは３月１９日水曜日ですが、1時半から修善寺町の総合会館２階の研修室で行います。３６頁になります。

ここで、小委員会を開催するとありますけれども、なお書きのところは抹消してください。小委員会は開催いたしませんので、よろしいでしょうか。次回はございません。

それから、第６回の協議会になります。４月２日１時半からということで、これも修善寺町総合会館の２階の研修室を予定しております。これは小委員会がございますので消さないようにお願いいたします。ご都合のほうはこれでよろしいでしょうか。ひとつ是非、この日程でお願いいたします。

それとですね、（ｲ）ですが、協議会の夜間・休日の開催についてということで、特に委員さんからご要望があったわけではありませんけれども、夜間とか休日の開催もどうかなということで考えたわけでございますけれども、皆さんのお考えはいかがでしょうか。別にこのままでいいよということであれば、このまま続けさせていただきますけれども。まあもちろん、４月２日まではこのとおりになるわけです。特に、ではなければ現状のとおりでよろしいでしょうか。もし必要であればまたおっしゃっていただければ考えたいと思います。

以上をもちまして、全部終わりましたが、３７頁ですね、幹事会の資料といたしまして、皆様のところへ行ってしまいました。これは幹事会の資料でございますので、ただいまから事務局の職員がまいりますので、これを回収させていただきたいと思います。申し訳ありません。

それではですね、長い間ご苦労様でした。閉会の言葉を立岩副会長にお願いいたします。

○立岩副会長

それでは閉会の言葉を申しあげます。本日協議委員の皆様方には、午前中の小委員会に続きまして、本協議会、たいへん長時間に渡りまして、慎重に審議をいただきました。最初私も、ちょっとど忘れしたりいたしましたが、皆さんが小異を捨てて大同についたおかげで、懸案でありました事項もご承認をいただき、本当にありがとうございました。これからもどうぞよろしくお願いいたします。今日は本当に長時間ありがとうございました。